処遇改善手当の支給規程

【勤続年数加算(常勤介護職)】

1年未満	¥27,000-	5年以上7年未満	¥36,000-
1年以上3年未満	¥31,000-	7年以上10年未満	¥38,000-
3年以上5年未満	¥34,000-	10年以上	¥40,000-

【勤続年数加算(非常勤介護職)】

1年未満	+￥170/時給	4年以上7年未満	+￥220/時給
1年以上4年未満	+￥200/時給	7年以上	+￥230/時給

【特務手当加算(常勤介護職)】

勤務拘束時間が9時間を超える通所業務に従事	¥7,000-	早、遅、夜勤、土、日祝日の全ての勤務が可能	¥16,000-
通所業務全て（入浴・レク等）を担当	¥6,000-	夜勤手当/回	+¥1,000-
中型及び小型車両送迎（運転）業務を担当（無事故無違反）	¥9,000-	早、遅、土、日祝日の全ての勤務が可能	¥10,000-
軽車両送迎（運転）業務を担当（無事故無違反）	¥5,000-	法人の辞令に従い、他のエリアに異動した者	¥10,000-
通所契約相談業務を担当	¥5,000-		
通所請求業務を担当	¥3,000-		

※異動手当の支給期間は6ヶ月とする

【特務手当加算(看護常勤職員)】

夜勤、土、日祝日の全ての勤務が可能	¥14,000-
夜勤手当/回	+¥1,000-
早、遅、オンコール、土、日祝日全て勤務した者	¥22,000-
早、遅、土、日祝日、全て勤務した者	¥12,000-
早、遅、オンコール、土、日祝日、何れか3つ以上勤務した者	¥7,000-

【特務手当加算(居宅常勤職員)】

居宅担当件数39件（要支援は3件で1件の扱い）から増える毎に1件あたり+2,000-	+¥2,000-/件

【特務手当加算(施設事務常勤職員)】

契約相談業務を担当した者	¥10,000-
送迎（運転）業務を担当した者（無事故無違反）	¥9,000-
請求業務を担当した者	¥10,000-

【特務手当加算(その他の常勤職員)】

法人の辞令に従い、他のエリアに異動した者	¥10,000-

※特務手当加算(常勤事務職)は上限25,000/月とする ※異動手当の支給期間は6ヶ月とする

【資格手当】

	【処遇改善加算分】	【計】
初任者研修修了者	+¥6,000-	¥8,000-
実務者研修修了者	+¥7,000-	¥12,000-
介護福祉士	+¥14,000-	¥22,000-
看護師	+¥10,000-	¥25,000-
准看護師	+¥8,000-	¥18,000-
セラピスト	+¥3,000-	¥33,000-
管理栄養士	+¥5,000-	¥25,000-
主任介護支援専門員	+¥10,000-	¥30,000-
介護支援専門員	+¥5,000-	¥25,000-
社会福祉士	+¥5,000-	¥20,000-
社会福祉主事任用	+¥5,000-	¥5,000-

※複数算定不可

『欠勤による減算』について

特務手当における処遇改善加算は、ひと月の業務を全うできたことが支給条件となる為、
欠勤・療養等で業務遂行が困難となった場合下記の通り計算して支給する。

【満額：欠勤0～2回】【半額：欠勤3～4回】【なし：欠勤5回以上】(注)遅刻早退は0.5回で計算とする

令和8年10月16日 改定

医療法人 慈厚会